杉並区告示第 552 号

特別区道路線の区域の決定及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、下記のとおり新たに認定した路線の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年 11 月2日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年 11 月2日

(道路管理者)
杉並区長　岸 本 聡 子

記

1　道路の種類　　特別区道
2　供用開始の期日　　令和8年 11 月2日
3　道路の区域　　(区域の決定・供用開始)

路線名	区　間	幅員(m)	延長(m)	備考
第 2591 号路線	清水三丁目4番 ～清水三丁目4番	5.00 ～6.50	90.92	